

公益財団法人国際医学教育財団
教育環境整備助成事業募集要項

(公表日)2024年3月1日

2024年度教育環境整備助成事業募集要項

1. 教育環境整備助成事業は、高度医療社会に寄与する目的で、医学・看護・介護等の教育の充実及び教職員の資質の向上を図るため、教育機関の独自の理念・教育目標の実現を裏付ける教育研究活動が実現できるよう教育環境整備を助成するものです。
2. 助成対象者は、国内外の医学・薬学・看護・介護等、医学関連の教育機関です。
3. 助成金の額は、今年度は1件につき100万円を上限とします。但し、整備内容によって金額を調整することがあります。
4. 助成金の交付を受けようとする団体は、助成申請書を当財団に提出するものとします。その場合、教育環境整備計画書その他、当財団が指定する書類を添付することとします。
5. 助成対象の決定に当たって、公平性を図るため、選定委員会を設置し、選定委員会において選考します。
6. 当財団は、4.の申請書類を受理したときは、その事業内容を審査し、当該申請に関する助成金の交付の諾否を助成金の交付を受けようとする者に通知するものとし、併せて、その結果を原則として公表します。
7. 助成金の交付は原則として、助成事業実施前に概算払いの方法により行うものとします。但し、理事会が必要と認めた場合は実施後の精算払いの方法によることもできるものとします。
8. 助成金の交付を受けた者が、当該助成の対象となった事業内容等を変更しようとする場合には、あらかじめ助成事業変更承認申請を提出し、当財団の承認を受けなければなりません。
 - (2)前項の申請期限は原則として変更を行わなければならない事由の発生から30日以内とします。
 - (3)当財団が、助成内容等の変更を承認する場合は、合理的基準により判断し、助成事業変更承認を通知するものとします。
9. 当財団は、助成対象事業内容の実施確認のため、現地調査を行うことがあります。
10. 助成金の交付を受ける者は、助成対象事業終了後、30日以内に当法人に実施報告書を提出するものとします。
11. 当財団は、次の各号に該当した場合、助成金の交付決定の取消し、または既に交付した助成金の全部もしくは、一部の返還を命ずることができます。
 - ①この要項に違反したとき

- ②助成金の交付決定の内容及びこれに付された条件に違反したとき
- ③偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受け、または助成金交付を受けたとき
- ④助成金を他の用途に使用したとき

(2)助成金の交付決定の取消し等を受けた者が、返還すべき助成金を期日までに返還しなかった場合は、返還期限の翌日から起算し返還された日までの日数に応じ、年10.75%の割合で計算(年365日の日割計算)した違約延滞金を当財団に支払わなければなりません。

12. 助成金の交付を受けた者は、助成事業内容に関する経費に収支の事実を明らかにした書類・帳簿等を整備し、且つ、助成事業の終了した日の属する会計年度の終了後、3年間これを保管しなければなりません。

13. 今年度募集期間

2024年3月1日(金)から2024年5月10日(金)まで(消印有効)

14. 助成応募書類(様式)の入手方法

当財団ホームページからのダウンロード又は当財団に電子メールで請求してください。
請求先メールアドレス info@imef.or.jp

15. 対象教育機関の数

本年度の募集は原則として1団体とします。

16. お問い合わせ・応募先

〒601-8013 京都府京都市南区東九条南河原町 3-8

公益財団法人国際医学教育財団 事務局

Tel/Fax 075-671-4500/075-671-0400 E-Mail : info@imef.or.jp